

埼玉県企業局経営会議 設置要綱

平成 5 年 5 月 2 7 日	公営企業管理者決裁
平成 6 年 3 月 1 5 日	公営企業管理者決裁
平成 9 年 4 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 1 0 年 4 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 1 2 年 5 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 1 4 年 4 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 1 6 年 4 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 1 8 年 1 1 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 1 9 年 4 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 2 0 年 1 0 月 1 日	公営企業管理者決裁
平成 2 5 年 3 月 2 6 日	公営企業管理者決裁
平成 2 7 年 4 月 1 日	公営企業管理者決裁
令和 7 年 3 月 2 7 日	公営企業管理者決裁

(設置)

第 1 条 埼玉県企業局の経営政策上の重要事項について審議し、公営企業管理者の意思決定に資するため、埼玉県企業局経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 経営会議は、公営企業管理者、企業局長、経営企画部長、水道部長、総務課長、財務課長、総務課調整幹及び審議事項関係者として公営企業管理者がその都度指名する者（原則として、課長相当職の者。）をもって構成する。

(審議事項)

第 3 条 経営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 企業局経営 5 か年計画の策定又は重要な変更に関する事
- (2) 県の計画、主要施策及びその他新規事業に関する事
- (3) 料金の決定に関する基本的事項
- (4) 予算、組織、人員配置等に重大な影響を及ぼす事項
- (5) 事業の重要な変更に関する事項
- (6) その他公営企業管理者が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次年度の予算や組織の編成過程において、公営企業管理者が一定の意思決定をした場合は、経営会議での審議を省略することができる。

(発議)

第4条 経営会議に付議すべき事項（以下「審議事項」という。）の発議は、原則として課長が行うものとする。

2 前項の発議は、審議事項等を記載した書面（別紙「埼玉県企業局経営会議発議書」。）をもって行い、課長は部長を経て、総務課長に提出するものとする。

3 総務課長は、発議された審議事項を企業局長を経て、公営企業管理者に報告するものとする。

（会議）

第5条 公営企業管理者は、経営会議を招集し、経営会議の議長となる。

2 企業局長は、経営会議の進行について、議長を補佐するものとする。

（決定）

第6条 経営会議において、公営企業管理者が審議事項について一定の決定をしたときは、総務課長は、決定事項を発議者に通知するものとする。

2 発議者は、前項の規定による通知を受けた後、審議事項に係る決定事項等について、公営企業管理者の決裁を得なければならない。

（幹事会）

第7条 経営会議の審議事項を事前に調査及び整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、企業局長、総務課長、総務課調整幹、各課の担当副課長又は主幹、主任工事検査員及び審議事項関係者として企業局長がその都度指名する者をもって構成する。

3 企業局長は幹事会を招集し、幹事会の議長となる。

4 総務課長は、幹事会の進行について、議長を補佐するものとする。

（調整会議）

第8条 企業局長が必要と認めるときは、企業局長若しくは総務課長が招集及び主宰する調整会議を開催し、審議事項を整理するものとする。

2 前項の調整会議の構成員は、その都度定めるものとする。

（庶務）

第9条 経営会議に関する庶務は、総務課において処理する。

2 総務課長は、経営会議における審議経過及び決定事項等を記録し、保管するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年5月27日から施行する。

2 埼玉県企業局政策会議設置要綱（平成3年4月1日決裁。）及び埼玉県企業局政策会議運営要領（平成3年4月1日決裁。）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。